

第3章 施策の内容

第3章 施策の内容

基本目標1 一人ひとりが尊重され、支え合うまち

(1) 男女共同参画に向けた意識づくり

私たち一人ひとりの人権が等しく尊重され、男性と女性が対等なパートナーとして、その個性と能力を發揮していきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現に向け、市民一人ひとりが目の前にどのような現実があるのかを知り、どのような方向に進んでいけばよいのかを考えていく機会を提供していきます。

◆今後の取組◆

① 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

「男は仕事、女は家庭」といった男性と女性の役割を区別する「性別による役割分担意識」は、私たちの意識の中で慣習化・固定化され、一朝一夕で変えられるものではありません。

市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」は反対と回答した人の割合が高くなっています。前回の平成26(2014)年度調査と比べると、賛成は8.3ポイント減少し、反対が8.6ポイント増加しています。

こういった固定的性別役割分担意識を背景とした社会制度・慣行には、個人の生き方の制約につながっているものもあり、多様な生き方の選択が可能な男女共同参画社会の実現に向け、見直しを行っていくことが必要です。

このようなことから、固定的な性別役割分担意識・社会通念・慣習を払拭するため、市ではこれまで刊行物や行政文書における表記方法を見直し、表現や表象における無意識の偏見に配慮してきました。今後も地域・職場・学校など様々な機会において、一人ひとりが生かされる男女共同参画社会を実現するよう、継続して意識啓発に取り組んでいきます。

No.	事業名	事業内容	担当課
1	市の刊行物における表現の配慮	市で発行している「広報ぬまた」などの刊行物について、性別による固定的な役割分担にとられない表現になるように配慮します。	秘書課
2	行政文書における表現の配慮についての情報提供	行政文書などにおいて、男女共同参画の視点に基づいた表現方法等について、情報提供を行います。	市民協働課

② 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進

本市では、男女共同参画情報紙などを発行し、男女共同参画に関する啓発活動を行っています。

市民意識調査では、男女の地位の平等は、「社会通念・習慣・しきたりにおいて」、「職場において」や「地域社会において」では平等になっていると感じる人の割合が低くなっています。分野による進捗状況とともに、男女間でも平等感の捉え方に差があることがわかります。

近年、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）^{*}について、社会的認知が進みつつありますが、偏見や差別は未だに存在しています。市民意識調査の結果では、当事者についての認知は5割に満たず、人権侵害があると感じている人は5割を超えています。無意識のうちに形成されている固定観念にとらわれると、思いがけず差別に加担してしまうこともあります。多様性への配慮がこれまで以上に求められる社会の中で、自身の偏見や固定観念を常に見直す努力が一人ひとりにおいて必要です。

性差別や性別による固定的な役割分担意識、偏見などに対し、男女がお互いの特質を認めつつ、人としてお互いを思いやり、個人としての尊厳を重んじるよう、講演会等の開催、情報紙の発行、市広報誌やホームページ等による啓発に努めます。

その際、世代によって男女共同参画への理解度が異なることを考慮し、それぞれの世代に合わせた啓発方法、広報媒体の選択や具体的な事例紹介などの工夫を施し、より一層の意識づくりと行動化を促進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
3	男女共同参画情報紙の発行	男女共同参画についての意識啓発を行うため、男女共同参画情報紙「ハピネス」を発行します。	市民協働課
4	男女共同参画講演会の開催	男女共同参画についての意識啓発を行うため、著名人等による講演会を開催します。	市民協働課
5	市の広報誌やホームページ等を活用した広報活動	「広報ぬまた」や市ホームページ等を活用し、男女共同参画についての広報、啓発を行います。	市民協働課

^{*} セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）：いわゆるLGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル（両性愛）、トランスジェンダー（体と心の性が一致しない、違和感がある））等の、性のあり方が少数派の人々を広く表す総称。

(2) 男女平等を推進する教育・学習の充実

家庭、教育現場や地域社会は、次の世代を担う児童・生徒の知識や意識の形成に大きな役割を果たします。

男女共同参画社会の実現に向けて、私たちを取り巻くあらゆる教育の場において現状を認識し、男女共同参画の視点に立った学習機会の提供・充実を図ります。

◆今後の取組◆

① 家庭・地域社会における男女平等教育・学習の推進

市民意識調査では、家庭内の役割分担については、共同で行うことが理想とする割合が高いものの、家事や育児などの役割分担で「妻」とする女性の割合が男性の割合を上回っています。性別による家庭内の役割分担意識の存在や男女間の負担に対する感じ方の違いがうかがわれます。

男女共同参画社会実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画の意義を正しく理解し、実践していくことが重要です。

そのために、家庭、地域において、固定的な性別役割分担意識の見直しを進めるため、家庭教育や生涯学習等の機会を通じ、男女共同参画の視点に立った情報提供や学習機会の充実を図ります。

また、ひとり親家庭や若年者の単身世帯、高齢者の単身世帯など多様化した家族形態の中で、一人ひとりの生き方が尊重されるよう、さまざまな機会を捉えて、家族形態の多様性を尊重する意識づくりを進めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
6	男女共同参画講座の実施	市民一人ひとりが男女共同参画の意義を正しく理解することと、男女共同参画の視点に立って率先して活動する者の人材育成を目的に市民を対象とした男女共同参画講座を実施します。	市民協働課
7	市民文化大学	市民の生活をより良くするため、人権講座やコミュニケーションスキルなどの生涯学習講座を実施します。	生涯学習課
8	沼田市小中学校PTA連合会	児童生徒の幸福な成長のため、PTAに対し男女共同参画を推進し、健全なPTAの発展を促進します。	生涯学習課

② 学校教育などにおける男女平等教育の推進

一人ひとりの個性や能力を伸ばし、可能性を広げるための教育、及び男女共同参画や人権尊重の理念を身につけ、行動できるようにするための人権教育を推進し、社会的性別を生み出さないようにする学習環境を推進します。

市民意識調査では、今回も、学校教育の現場における男女の地位が最も公平であるとの結果が得られましたが、今後も男女平等教育を人権教育の中に位置づけ、デートDV[※]やセクシュアル・マイノリティ（性的少数者）への偏見など多様化する人権課題についての学びを含め、児童・生徒が男女共同参画社会の担い手としての能力や資質を身につけることができるように、教育内容を更に工夫します。

No.	事業名	事業内容	担当課
9	男女平等学習	児童生徒に対し、学級活動や道徳科の授業の中で男女共同参画についての学習を実施します。	学校教育課
10	教職員研修	道徳教育指導者養成研修や人権教育推進協議会、地区別人権教育研究協議会などで男女共同参画教育について検討し、学校現場で活用します。	学校教育課
11	人権教育	「沼田市人権教育推進方針」に基づき「沼田市SNSルール」事業などにより、学校教育の場における人権教育を実施します。	学校教育課

※ デートDV：中学生・高校生を含む若年層での、恋人・交際相手との間で起こる暴力のこと